

教員・保育士の養成に係る組織

本学の教員や保育士の養成課程に関する組織は以下のように構成されている。

1. 連携統括組織として「教職支援センター運営委員会」がある。

「教職支援センター運営委員会」は、「中高教職課程委員会」「幼小保課程委員会」「教職支援センター」の連携統括組織としての役割を担っている。

本委員会の委員長は教育学部教授を兼務する理事長であり、委員としては教職支援センター長、中高教職課程委員長、幼小保課程委員長、中高教職課程委員、幼小保課程委員及び事務局の計10名で構成する。月1回の同センター運営委員会で両課程の推進する諸事項や教職支援センター主催の諸事業が検討され、援助の実務も担当する。全学の教職課程等の推進に関する諸事項を審議する。

2. 教員・保育士養成を推進する3つの組織がある。

- (1) 「中高教職課程委員会」の委員長は人間健康学部教授が務め、委員は教職課程を担当する教員そして事務局で、計9名である。定例委員会は月1回であるが、必要に応じて臨時委員会を開催し、迅速に対応している。中高教員免許を取得するための課程の推進に関する諸事項を審議するとともに、推進の実務を担当する。
- (2) 「幼小保課程委員会」の委員長は教育学部教授が務め、委員は教育学部教員全教員—そして事務局で、計15名である。定例委員会は月1回であるが、必要に応じて臨時委員会を開催し、迅速に対応している。幼小教員免許・保育士資格を取得するための課程の推進に関する諸事項を審議するとともに、推進の実務も担当する。
- (3) 「教職支援センター」のセンター長は専任教員が務め、副センター長は両課程の委員長2名が務める。所属するメンバーは教職支援センター運営委員会のメンバー全員(委員長は除く)で、計9名で構成する。教員・保育士養成のほか、採用、研修、免許状更新などに関する教育指導及び支援などについて、企画・運営、教職・幼児教育に関する調査、研究開発、社会的連携の強化などを推進し、本学における教職課程および保育士養成課程の運営を幅広く円滑に援助することを目的とする。

以上、組織関係図は以下の通りである。

